

西南学院大学学生寮規程

2007(平成 19)年 12 月 4 日
制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、西南学院大学学則(昭和 24 年 4 月 1 日)第 70 条第 2 項に基づき西南学院大学(以下「本学」という。)に設置する学生寮の管理及び運営を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学生寮は、西南学院建学の精神にのっとり、集団生活をとおしてキリスト教による人格陶冶と、学生生活の充実を図ることを目的とする。

(名称、定員及び入寮対象学生)

第 3 条 学生寮の名称、収容定員及び入寮対象学生は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	定員	入寮対象学生
碧波寮	50 名	学部男子学生
汀寮	80 名	学部女子学生

(入寮時期)

第 4 条 入寮の時期は、毎年度の初めとする。ただし、欠員を生じた場合は、この限りでない。

(入寮申請)

第 5 条 入寮を希望する者は、所定の入寮願を学生部長に提出しなければならない。

- 2 入寮を許可された者は、指定された期限内に所定の入寮手続きを行わなければならない。

(入寮選考及び決定)

第 6 条 入寮者の選考は、別表の入寮選考基準により、寮運営委員会が行う。

- 2 入寮者の決定は、前項の選考の結果に基づき、学生部長が行う。

(入寮許可の取消)

第 7 条 入寮を許可された者が次の各号に該当する場合は、入寮許可を取り消すものとする。

- (1) 入寮手続きを怠ったとき。
- (2) 指定された期日までに入寮しないとき。
- (3) 入寮願に虚偽の記載をしたとき。

(入寮可能期間)

第 8 条 学生寮に入寮している学生(以下「寮生」という。)の入寮可能期間は、原則として入寮を許可された年度とする。

(入寮の継続)

第 9 条 寮生が次年度も継続して入寮を希望する場合は、所定の手続きにより継続入寮願を学生部長に提出しなければならない。

2 継続入寮についての選考は、継続入寮願及び継続入寮希望寮生との面接により、寮監が行う。

3 継続入寮の決定は、前項の選考結果に基づき、学生部長が行う。

(退寮)

第 10 条 寮生が年度末に退寮を希望する場合は、定められた期限内に、所定の退寮願を学生部長に提出し、承認を得なければならない。

2 在寮期間中の中途での退寮は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により退寮を希望する場合は、所定の退寮願を学生部長に提出し、承認を得なければならない。

3 寮生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は、退寮を命じることができる。

- (1) 本学の学生の身分を失ったとき。
- (2) 寮費の納入を 2 か月以上滞納したとき。
- (3) 西南学園大学学則第 67 条に規定する懲戒を受けたとき。
- (4) 著しく寮の秩序及び風紀を乱す行為があったとき。
- (5) その他、学生部長が退寮措置を適当と認めるとき。

(閉寮期間)

第 11 条 夏季及び冬季の休暇期間中に、一定の完全閉寮期間を設ける。

2 前項の期間は、学生寮を利用することはできない。

3 学生部長が必要と認めた場合は、学生寮を一定期間閉寮することがある。

(寮費その他の諸経費)

第 12 条 寮生は、別に定める寮費その他の諸経費(以下「寮費等」という。)を、所定の期日までに本学が指定する方法で納入しなければならない。

2 寮費等は、いったん納入した後は、原則として返還しない。

3 寮費等は、社会事情によって、年度の途中でも増額又は減額することがある。

4 施設費及び寮費は、入寮又は退寮の日が月の中途であっても、1 か月分を納入するものとする。

(管理運営責任者)

第 13 条 学生寮の管理運営責任者は、学生部長とする。

(寮運営委員会)

第 14 条 寮の運営のため、次に掲げる委員からなる寮運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 学生部長(管理運営責任者)
- (2) 宗教主任 1 名
- (3) 寮監
- (4) 学生部長の推薦に基づいて学長が委嘱する教員若干名
- (5) 学生部事務次長
- (6) 学生課長
- (7) 寮委員(男子寮及び女子寮からそれぞれ 2 名)

- 2 前項第 1 号から第 4 号の委員は、各学部から最低 1 名以上で構成するものとする。
- 3 委員会の委員長は、学生部長がこれにあたる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

第 15 条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 規程、細則その他の諸規則の改廃
- (2) 入退寮の決定
- (3) その他、寮の運営に関する重要な事項

第 16 条 委員会は、寮運営委員長がこれを招集する。

第 17 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、寮委員の任期は、第 19 条第 2 項に規定するとおりとする。
(寮監)

第 18 条 学生寮に寮監を置き、寮生の生活指導及び学生寮全般の監督にあたる。

- 2 寮監は、学生部長の推薦に基づき、部長会議の承認を経て、学長がこれを補する。
- 3 寮監の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(寮委員)

第 19 条 寮委員は、寮生の中から若干名を選出し、第 2 条に規定する目的のために協力する。

- 2 寮委員の任期は、半年とし、寮生の互選により選出し、原則として再選はできない。
- 3 寮委員の役職及び役割は、細則で定める。

(寮生会)

第 20 条 第 2 条に規定する学生寮の目的達成及び寮生活全般について、民主的な協議の場として定期的に寮生会を開催する。

- 2 寮生は、寮生会に必ず出席しなければならない。
- 3 寮生会は、寮監の指導により礼拝をもって始める。

(休暇中の給食の取扱い)

第 21 条 春季、夏季及び冬季の休暇期間中については、給食業務を休業する。

(居室割当)

第 22 条 寮生の居室の割当ては、半年毎(前・後期)に、寮監が寮委員と協議のうえ行う。

(生活基準)

第 23 条 寮生は、寮生活が集団生活であることを常に自覚し、生活時間等の生活基準を遵守し、自己の行動に責任を持つよう努めなければならない。

- 2 生活基準の内容については、別に定める。

(施設保全及び健康管理)

第 24 条 寮生は、学生寮の施設、設備、備品等を大切に使用し、正常な状態で保全するよう努めなければならない。

- 2 寮生は、故意又は過失により、施設、設備、備品等を滅失又は破損した場合は、その現状回復に要する経費を負担しなければならない。

3 寮生は、防火、防災、保健衛生その他の管理上必要な事項を遵守しなければならない。

4 病気又は事故が発生した場合は、直ちに寮監に届出て適切な処置を講じなければならない。

(規程の適用)

第 25 条 この規程は、西南学院大学碧波寮(男子寮)及び汀寮(女子寮)に適用する。

2 西南学院大学神学寮については、西南学院大学神学寮規程(2001(平成 13)年 1 月 23 日)を適用する。

(細則への委任)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、西南学院大学碧波寮(男子寮)細則及び西南学院大学汀寮(女子寮)細則(以下「細則」という。)で定める。

(寮生自治の尊重)

第 27 条 この規程及び細則に定めるもののほか、寮生自治については、寮監の承諾を得た諸規則によるものとし、これを尊重する。

(所管部署)

第 28 条 この規程に関する事務は、学生部学生課の所管とする。

(規程の改廃)

第 29 条 この規程の改廃については、委員会の議を経て、部長会議が行う。

附 則

1 この規程は、2008(平成 20)年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、西南学院大学学生寮規程(昭和 37 年 7 月 20 日)は廃止する。

別表

入寮選考基準

入寮者の選考は、入寮願及び入寮希望者との面接により行う。

面接においては、次に掲げる各事項について、その状況を考慮する。

1) 志望動機

本学への入学意思

本人の入寮希望

その他特別な事情

2) 経済状況

家族状況

通学状況

その他特別な事情

3) その他

集団生活への適応性

教育寮としての留意点(規程等及びキリスト教行事等)についての理解度